

入 札 公 告

令和 6 年 9 月 11 日
社会福祉法人 敬仁会
理事長 藤井一博

社会福祉法人敬仁会の制限付一般競争入札を下記のとおり行いますので、公告いたします。

本入札への参加を希望するものは、次に定める事項のほか、入札説明書等に定める事項を承知の上、応募してください。

1. 一般競争入札に付する名称等

- (1) 入札名称 敬仁会館 強度行動障がい者環境整備事業改修工事
- (2) 工事場所 鳥取県倉吉市山根 55-39
- (3) 工事概要 強度行動障がい者の特性（自傷・他害・物を壊す等）に配慮した機器及び一般入所者と区分したエリアへ生活に必要な設備（トイレ・浴室）などを整備する。
- (4) 工期（予定） 契約締結日の翌日～令和 7 年 2 月 28 日（金）

2. 入札参加条件

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 令和 6 年度鳥取県競争入札参加資格「建築一般」を有し、県内に本支店を有する業者であること。
- (3) 本件調達の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3. 入札・契約に関する書類の閲覧について

社会福祉法人 敬仁会ホームページ（<https://www.med-wel.jp/keijin/>）

※閲覧設計図書（実施設計図、金抜き設計内訳書）は令和 6 年 9 月 12 日(木)以降、随時、入札参加希望者へメール送信する。

4. 入札参加方法

- (1) 入札の参加を希望する者は、以下により参加申し込みを行うこと。

① 申込方法 電子メール

② 送 信 先 honbu@med-wel.jp

担当：社会福祉法人敬仁会 本部総務課 長谷川・岡本

③ 申込期限 令和 6 年 10 月 4 日（金）必着

④ 提出書類 ・入札参加希望票（別紙 1）（貴社印押印のこと）

・入札参加資格の確認できる書類

※提出書類を PDF データ化し、メールに添付すること。

- (2) 入札参加資格確認後、随時、入札参加審査決定通知書及び閲覧設計図書をメールにて通知する。

5. 現場説明会

なし

※現場確認を希望される場合は、以下連絡先にお問い合わせください。

鳥取県倉吉市山根55番地

社会福祉法人 敬仁会（担当者：長谷川、岡本）

電話 0858-26-3864

電子メール honbu@med-wel.jp

6. 入 札

- (1) 日 時 令和6年10月10日（木）14時～
(2) 場 所 鳥取県倉吉市山根43番地 地域交流センター アゼリアホール
電話：0858-26-3864
(3) 立 会 理事2名 評議員1名 監事1名

7. 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除

8. 代金支払

- (1) 支払回数 完成時に一括で支払う
(2) 支払時期 請求書発行月の翌月末日までに現金にて支払うこととする。

9. そ の 他

当入札にかかる問合せ先は、以下のとおりとする。

〒682-0023 鳥取県倉吉市山根55番地 社会福祉法人敬仁会

担当：長谷川・岡本 電話：0858-26-3864 E-mail：honbu@med-wel.jp

入 札 説 明 書

この入札説明書は、社会福祉法人敬仁会が行う制限付一般競争入札に参加しようとする者が、熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにしたものである。

1. 制限付一般競争入札に付する事項

入札名称：敬仁会館 強度行動障がい者環境整備事業改修工事

工事概要：強度行動障がい者の特性（自傷・他害・物を壊す等）に配慮した機器及び一般入所者と区分したエリアへ生活に必要な設備（トイレ・浴室）などを整備する。

2. 入札参加条件

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （２）令和 6 年度鳥取県競争入札参加資格「建築一般」を有し、県内に本支店を有する業者であること。
- （３）本件調達の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3. 入札手続等

（１）入札の手続に関する問合せ先

〒682-0023 鳥取県倉吉市山根55番地

社会福祉法人敬仁会 本部総務課 長谷川・岡本

電話 0858-26-3864

電子メール honbu@med-wel.jp

（２）工事の内容に関する問合せ先

3 の（１）に同じ

（３）入札説明書の交付方法

社会福祉法人敬仁会ホームページ（<https://www.med-wel.jp/keijin/>）から入手すること。

※実施設計図書等は令和6年9月12日（木）以降、随時、入札参加希望者へメール送信する。

（４）入札の日時及び場所

日 時 令和6年10月10日（木）14時～

場 所 鳥取県倉吉市山根43番地 地域交流センター アゼリアホール

社会福祉法人敬仁会 総務課 電話：0858-26-3864

立 会 理事2名 評議員1名 監事1名

4. 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（別紙2）を作成し、電子メールにより3の（1）の場所に令和6年10月1日（火）正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

4の（1）の質問に対する回答については、令和6年10月3日（木）17時までに、ホームページによりまとめて閲覧に供する。

5. 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札参加希望票（別紙1）と入札資格に適合することを証明する書類（以下、入札参加書類という。）を作成の上、3の（1）の場所に令和6年10月4日（金）までに提出しなければならない。

なお、期限までに入札参加書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、入札参加書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 入札条件

(1) 入札者は、この入札条件に従って入札を行うものとする。

(2) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反する不正行為を行ってはならない。

(3) 入札の受付時には、入札者は受付名簿に記名押印（入札書に押印する入札者印と同一印）するとともに、名刺2枚を提出すること。

(4) 委任状及び入札書の宛先は、「社会福祉法人 敬仁会 理事長 藤井一博」とすること。
また、委任状及び入札書の日付は、「入札日」とすること。

(5) 入札者は、仕様書・その他添付書類等熟知の上で総額をもって入札すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札書は社会福祉法人 敬仁会が定める様式【様式1】により作成し、封書（封書作成にあたっては【別紙】参照）にして持参すること。

入札書の入札者欄には、契約締結権限を有する本社（支店等）所在地・商号・代表者（支店長等）氏名を記載し、代表者（支店長等）印の押印【法務局登録印でなくても良い】をすること。

なお、押印にあたっては代表者（支店長等）の個人印は認めないものとする。

また、代理人による入札の場合には、前記の入札者欄への記載（その際は、会社朱印の押印は不要）をし、併せて代理人欄に代理人の勤務する会社所在地・代理人氏名を記載のうえ押印をすること。

入札封筒には入札名称、宛名及び会社名（会社名印刷済の封筒使用可）を記入のこと。

（7）代理人をして入札を行なうときは、社会福祉法人 敬仁会が定める様式【様式2】の委任状（封筒は要しない）を必ず提出すること。

委任状の委任者欄に本社（支店等）所在地・商号・代表者（支店長等）氏名を記載し、代表者（支店長等）印を押印【法務局登録印でなくても良い】し、併せて受任者欄に代理人の勤務する会社所在地・代理人氏名を記載のうえ押印をすること。

（8）提出した入札書は、いかなる理由があっても引換、変更及び取り消しはできない。

（9）入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正、挿入をしたときには、当該抹消、訂正箇所を押印しなければならない。但し、入札金額はこれを改めることはできない。

（10）次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①入札開始時刻までに入札場所に参加しなかった者の入札
- ②郵便による入札
- ③他の入札者の代理人を兼ねた者、若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札
- ④委任状を持参しない代理人のした入札
- ⑤入札書に記名捺印がないもの
- ⑥委任状及び入札書中の記入が判読できないもの
- ⑦その他指定した事項に違反したもの

（11）開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めたときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（12）入札は3回行なうこととする。1回目で落札者が無い場合は、再入札を行う。再入札においても落札しないときは、再々入札を行なう。再々入札を以ってしても落札者がいない時は、最低価格入札者と協議に入ることとする。

（13）落札者の決定は、発注者があらかじめ設定した予定価格から最低制限価格の範囲内で、最低の価格で入札した者とする。なお、同一価格の入札が複数あった場合は、即時くじ引きにより落札業者を決定する。

（14）本入札においては、最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を提出した者、及び再度入札において、前回の最低入札価格以上の入札金額を提出した者は失格とし、次回以降の入札には

参加させないものとする。

(15) 当該入札の予定価格及び最低制限価格は公表しないものとする。

(16) 入札後、仕様書・説明事項の内容の不明確を理由として異議を申し立てる事はできない。

(17) 入札終了後、落札者が免税業者である場合には、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。

(18) 落札者は、発注者の指示する期限内に工事請負契約書及び必要な書類を提出すること。

(19) 落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の額を保証する次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

①金融機関又は保証事業会社の保証

②工事履行保証証券による保証

③履行保証保険契約の締結

7. 保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除

8. 代金支払

(1) 支払回数 完成時に一括で支払う

(2) 支払時期 請求書発行月の翌月末日までに現金にて支払うこととする。

9. その他

(1) 入札終了後、落札者が免税業者である場合には、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。

(2) 鳥取県産業振興条例により、下請業者についても県内業者の活用を求められているため、下請業者は県内業者を選定すること。

※「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。

※価格が安価であることは、県外業者選定の理由にならないので注意すること。

※やむなく県外業者を使用する場合は、理由を明確にすること。

【別紙】

「入札書封筒」

1. 封筒の表及び裏は以下の通りとする。

- ①既成の社名入り封筒に手書きでも可。社名入り封筒が無い場合、白封筒に手書きでも可（社名はスタンプでも可）。
- ②封筒裏の割印は会社印を押印（入札書類の押印分）すること。
- ③封筒は縦書きでも可。
- ④封筒の大きさは、長形4号または長形3号。若しくは、それに類する大きさのもの。
- ⑤「第1回」、「第2回」、「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回目以降の入札書の送付が無い場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、2通以上提出した入札として無効とする。

【表】

第1回
入札名「敬仁会館 強度行動障がい者環境整備事業改修工事」
入札書 会社名
社会福祉法人 敬仁会 理事長 藤井一博 様

【裏】

割 印	割 印
-----	-----